

『特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習』開催のご案内

京都労働局登録京第1号
登録有効期限 2029年3月30日
公益社団法人 京都労働基準協会

労働安全衛生法第14条では、特定の危険有害な業務には、作業主任者の選任が義務付けられています。

今回、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を下記の通り開催いたしますので、この機会に特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者の養成を図られますようご案内申し上げます。

記

■講習日時 令和7年 11月 27日 (木) 9:25~16:45 ※受付 9:00~
28日 (金) 9:00~17:15 (修了試験を含む) ※受付 8:45~

※遅刻、早退、欠席、一部欠講の場合は修了試験の受験ができませんのでご注意ください。
※会場入場の際、受付にて**受講票**を提出してください。

■申込開始日時 令和7年9月26日(金) 10:00~Web申込開始 (窓口での受付はできません)

■講習場所 舞鶴西総合会館 (舞鶴市字南田辺1)

■講習科目 ○特定化学物質等による健康障害及びその予防措置に関する知識【4時間】
○作業環境の改善方法に関する知識【4時間】
○保護具に関する知識【2時間】
○関係法令【2時間】

■受講資格 満18歳以上の方
※女性は、一定の業務(健康障害のリスクが高い業務として法令で定めるもの)については資格取得されても該当する業務に就くことができません。上記制限業務の内容は、当協会ホームページをご覧ください。→<https://www.kyoukiren.or.jp/kyoukai/tokka64.htm>

■受講料 12,100円 【11,000+消費税10%】

■テキスト代 「特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者テキスト」
1,980円 【1,800+消費税10%】 ※テキストは講習会当日にお渡しします。

■定員 60名(定員になり次第締め切ります。)

■申込方法 次のいずれかによりお申し込みください。
・Webから 京都労働基準協会舞鶴支部のホームページ「Web予約」から申込ください。
<https://maizuru-rouki.org>



・Web予約以外の方 京都労働基準協会舞鶴支部のホームページ・電話にて受付状況を確認の上、写真を貼った受講申込書を郵送してください。請求書と受講票を受付後に郵送いたします。
※受講申込書到着時に定員に達している場合は、受付終了となり受領できませんのでご了承下さい。

(注) 受講料・テキスト代は当支部へ現金を持参頂くか、請求書記載の振込先にお振込みください。
振込手数料はご負担ください。お支払い後の受講料の返還はいたしません。

※本人確認のため①~⑦のいずれかを講習初日に必ずご持参下さい。

①自動車運転免許証 ②パスポート ③各種免許証 ④住民票 ⑤健康保険証
⑥特別永住者証明書又は在留カード ⑦公的な身分証明書(氏名、生年月日が記載されたもの)

■申込・問合せ先 公益社団法人 京都労働基準協会 舞鶴支部 TEL 0773-75-4731 FAX 0773-75-4777
〒624-0913 舞鶴市字上安久小字安久谷原 381-2 土・日・祝祭日を除く 9:00~17:00

受講申込書

※希望の講習にチェック☑してください。

☐	有機溶剤作業主任者	技能講習
☐	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	
☐	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	
☐	石綿作業主任者技能講習	
☐	一般建築物石綿含有建材調査者 ※事業者証明等必要	講習
☐	安全衛生推進者養成講習	

受付 番号	※記入不要
----------	-------

予 約 番 号	申 込 日		カラー写真添付 6か月以内撮影 無帽・正面 上三分身 背景無地 3×2.4cm 裏に氏名を記入
開 催 日	～		
フリガナ			
受 講 者 氏 名	氏名に特殊な文字がある方は、正しい文字をご記入ください。例：高田→高田など		
旧姓・通称	※修了証に旧姓又は通称の併記を希望する場合のみ、ご記入ください。受講初日に旧姓が確認できる公的書類が必要です。		
生 年 月 日	※和暦で記入 昭和 ・ 平成 年 月 日		
受 講 者 住 所	〒 _____		
電 話 番 号	※緊急時に連絡の取れる番号をご記入ください。		
勤 務 先 情 報	会社名		
	所 在 地	〒 _____	
	担当者名		
	電話番号		F A X 番 号
テキスト	☐ 購入しない	すでにテキストがあるため、テキストを購入不要の場合は、チェックしてください。 ※テキストを購入されない場合は、講習日当日ご持参ください。 (受講にはテキストが必要です)	
連絡事項 京都労働基準 協会への 連絡等を ご記入ください	記入例) 介助等特別な配慮を必要とします。		

公益社団法人京都労働基準協会